

大和市条例第29号

大和市特別支援教育センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育における支援を必要とする児童及び生徒等に対して、相談、支援等を行うため、本市に特別支援教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 特別支援教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市特別支援教育センター
- (2) 位置 大和市林間二丁目6番18号

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。